

高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年10月1日条例第32号)による母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	高浜市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	57-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年10月1日条例第32号)による母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年12月28日条例第37号）別表第1の4項高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年高浜市条例第32号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年10月1日条例第32号)による母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号）第1条	高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれら家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年10月1日条例第32号)
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例第2条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	高浜市母子家庭等医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ニ	高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例第3条1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ホ	高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2016年09月30日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	

保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	